

おくやみガイドブック

(ご遺族のお手続のご案内)

このたびのご親族のご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族におかれましては、今後、保険証の返納や未支給年金請求など、市役所や関係機関において様々なお手続が必要となります。

こちらのガイドブックでは死亡後のお手続についてご案内しておりますので、ご一読ください。

担当 旭川市役所 市民課

このおくやみガイドブックでは、市役所や関係機関での手続の「代表的なもの」を
ご案内しています。

ご遺族の皆様が行う諸手続につきまして、少しでもお役に立てれば幸いです。

※ガイドブックで特定した必要な手続は各課担当窓口で行っていただきます。

必要な手續が。。

もっと手軽に
特定したい…

スマホやパソコンで特定できます

今後の必要な手続について、ご自宅等にいながらスマホ等で確認できる
「手続きナビゲーションシステム」をご活用ください。

「手続きナビゲーションシステム」では、亡くなられた方やご遺族についての質問
にお答えいただくことにより、これから必要な手続をご確認いただけるシステムです。

手続きナビゲーションシステム

スマートフォンやパソコンで次のURL又は二次元コードからご確認ください。

【WEB版】 <https://jizen.publicserviceplatform.com/?public-entity-code=01204>

【LINE版】 <https://lin.ee/JMqcpkc>

【WEB版】



【LINE版】



※システムで特定した手続は各課担当窓口で行っていただきます。

また、市役所にご来庁の上、直接職員が手続をご案内する「おくやみ窓口」を利用
される方は2ページをご覧ください。

ガイドブックを確認しながら直接
窓口を案内してもらいたい…

おくやみ窓口

おくやみガイドブックを利用して必要な手続や窓口、持ち物をご案内いたします。

【場 所】 旭川市役所総合庁舎 1 階 市民課3番窓口（発券機で番号札をお取りください）

【開 設 日】 毎週火曜日、水曜日、木曜日、金曜日（祝日と祝日翌日の開庁日を除く）

【相談時間】 午前8時45分から午後4時まで

【持 ち 物】 おくやみガイドブック、各種保険証、各種医療費受給者証、各種手帳、本人確認書類、喪主の方が確認出来るもの（会葬礼状等）、ご遺族の印鑑、通帳、その他旭川市役所から交付された証書類 等

※持ち物は一般的なものを想定しております。手続によっては、別途ご用意いただく必要があります。

※ガイドブックで特定した必要な手続は各課担当窓口で行っていただきます。

このガイドブックや手続きナビゲーションシステムは、令和5年11月6日現在の情報に基づいて作成しております。変更やシステムのメンテナンスによる利用休止等がある場合がありますことをご了承ください。

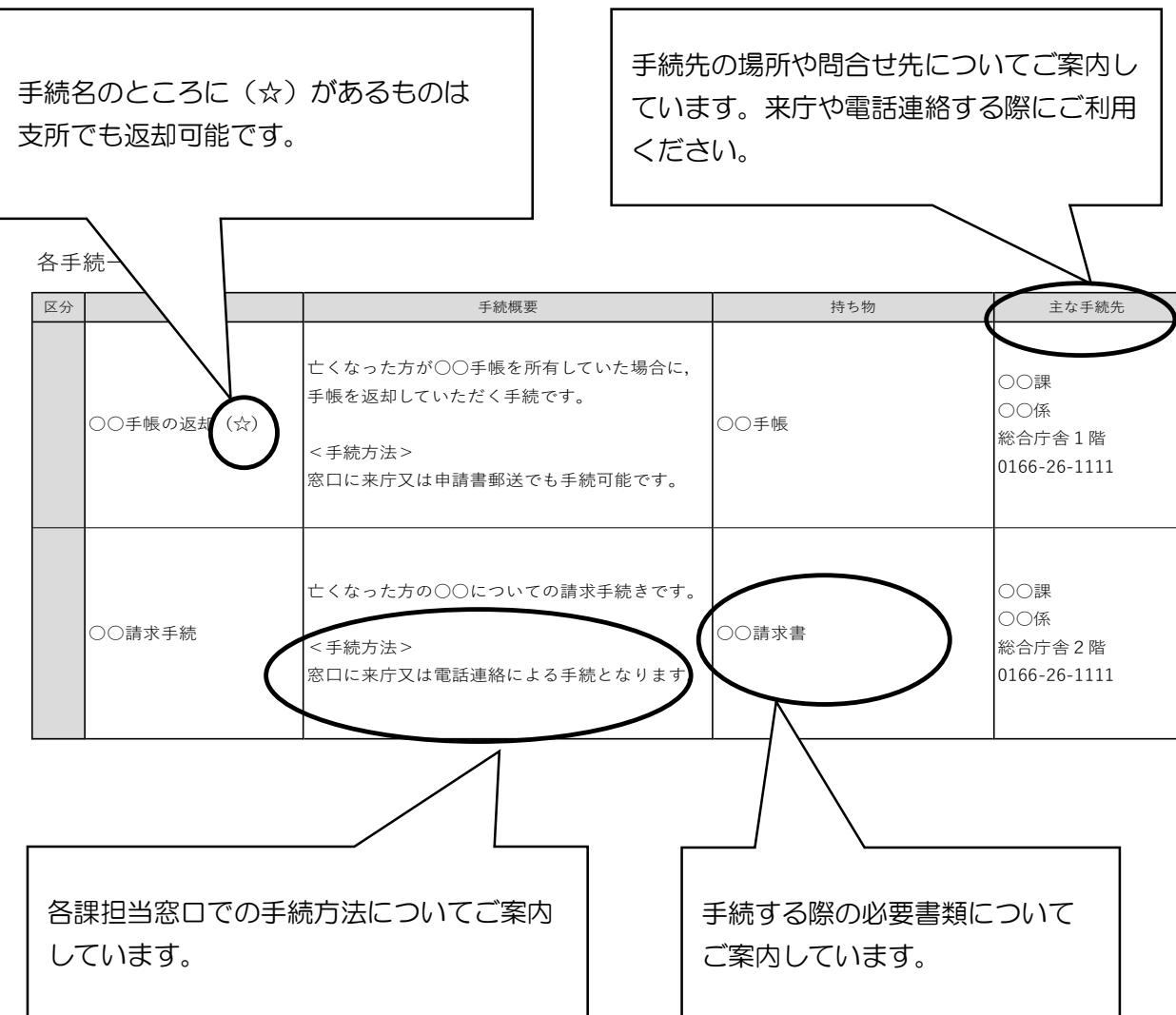
市役所や関係機関での手続チェックリスト

※代表的なものをご案内しております。詳細は5ページ以降の各手続一覧をご覧ください。

<input type="checkbox"/>	国民年金や厚生年金等を受給していた	・旭川年金事務所 ・市民課国民年金担当	5 P
<input type="checkbox"/>	介護保険に加入していた、介護サービスを受けていた	・介護保険課 ・長寿社会課	6 P
<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	・国民健康保険課	7 ~ 8 P
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	・国民健康保険課 後期高齢者医療係	8 ~ 9 P
<input type="checkbox"/>	市民税、軽自動車税、固定資産税を納めていた	・市民税課 ・資産税課 ・税制課 ・納税推進課 ・納税管理課	9 ~ 10 P
<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳等を持っていた 障害福祉サービスを受けていた	・障害福祉課 ・健康推進課 ・上川総合振興局	11 ~ 12 P
<input type="checkbox"/>	子どもを養育していた	・子育て助成課 ・学務課 ・子ども総合相談センター ・こども育成課	13 ~ 14 P
<input type="checkbox"/>	緊急通報システム（ホットライン119）を利用していた	・市民安心課	14 P
<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	・市営住宅課	
<input type="checkbox"/>	水道料金等の支払いがあった	・水道局お客様センター	
<input type="checkbox"/>	浄化槽の管理者だった	・廃棄物処理課	
<input type="checkbox"/>	市営墓地の使用者だった	・市民生活課	
<input type="checkbox"/>	犬等のペットを飼っていた	・動物愛護センター あにまる	15 P
<input type="checkbox"/>	農地を持っていた	・農業委員会事務局	
<input type="checkbox"/>	森林の土地を持っていた	・農林整備課	
<input type="checkbox"/>	印鑑登録証、マイナンバーカード等を持っていた	・市民課	
<input type="checkbox"/>	生活保護を受給していた	・保護課 ・生活支援課	
<input type="checkbox"/>	相続に関する相談をしたい	・法務局	16 P

ガイドブックの見方について

5ページ以降の各手続一覧の見方についてご案内します。手続方法等がご確認できますので、ご活用ください。



各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
年 金	国民年金（老齢）・厚生年金及び共済年金の未支給年金・遺族年金等の手続	<p>亡くなった方が国民年金（老齢）・厚生年金・共済年金に加入、又は受給していた場合に、未支給年金の請求や、遺族年金等の申請、受給権者死亡届の提出をする手続です。</p> <p>※年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。</p>	<p>請求する方によって必要な書類が異なりますので、右記にご確認ください。</p>	<p>(国民年金（老齢）・厚生年金加入・受給の方) 旭川年金事務所 0166-25-5606 (音声案内 1→2) ※相談・請求により来訪される場合は事前に電話予約が必要となります。 (共済年金加入・受給の方) 各共済組合</p>
	国民年金（障害・遺族・寡婦）受給者の未支給年金・遺族年金等の手続	<p>亡くなった方が国民年金（障害・遺族・寡婦のみ）を受給していた場合に、未支給年金の請求や、遺族年金等の申請、受給権者死亡届の提出をする手続です。</p> <p>※年金を受けている方が亡くなったときにまだ受け取っていない年金や、亡くなった日より後に振込みされた年金のうち、亡くなった月分までの年金については、未支給年金としてその方と生計を同じくしていた遺族が受け取ることができます。</p> <p><手続方法> 来庁による手続となります。</p>	<p>請求する方によって必要な書類が異なりますので、担当にご確認ください。</p>	<p>市民課国民年金担当 総合庁舎1階 2番窓口 0166-25-6306 ※他の手続について旭川年金事務所に確認する場合は、併せてご確認ください。</p>
	国民年金加入者の死亡一時金・遺族年金・寡婦年金請求の手続	<p>亡くなった方が国民年金に加入していた場合に、死亡一時金の請求や、遺族年金及び寡婦年金の申請をする手続です。</p> <p><手続方法> 来庁による手続となります。</p>	<p>請求する方によって必要な書類が異なりますので、担当にご確認ください。</p>	<p>担当への確認は不要です。</p>
	国民年金加入に関する手続	<p>亡くなった方が厚生年金・共済組合に加入し、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者がいた場合、その被扶養配偶者であった方が国民年金（第1号被保険者）に加入するために必要な手続です。保険料や免除制度の説明も受けることができます。</p> <p><手続方法> 来庁による手続となります。</p>	<p>被扶養配偶者であった方の年金手帳（基礎年金番号通知書）又はマイナンバーカード 加入していた健康保険の「資格喪失証明書」等</p>	<p>市民課国民年金担当 総合庁舎1階 2番窓口 0166-25-6306</p>

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
介護保険	介護保険被保険者証等の返却（☆）	亡くなった方が介護保険被保険者（65歳以上、あるいは40歳から65歳未満で要介護認定者）の場合に、被保険者証等を返却していただく手続です。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。	介護保険被保険者証等	介護保険課 介護保険料係 総合庁舎2階 14番窓口 0166-25-5356
	介護保険料の精算	亡くなった方が介護保険に加入されていた場合に、保険料を精算する手続です。 介護保険に加入されていた方が亡くなった場合、既に支払った保険料が支払うべき保険料より多い場合は、相続人の代表者に還付されます。一方、支払った保険料が支払うべき保険料より少ない場合は、相続人が支払うこととなります。 死亡届が提出された翌月に介護保険料更正通知書と提出書類を発送します。 <手続方法> 来庁又は郵送での手続となります。	相続人代表者の通帳 ※亡くなられた方との関係のわかる戸籍の写しが必要になる場合があります。事前にお問合せください。	※介護保険被保険者証は市民課3番窓口でも返却可能です。
	介護保険住所地特例に関する手続	亡くなった方が住所地特例を受けていた場合に、以前住んでいた自治体にて必要な手続を行っていただきます。		以前住んでいた住所地の市町村にお問合せください。
	高額介護（予防）サービス費の支給申請	亡くなった方が要介護被保険者の場合に、高額介護（予防）サービス費の給付を申請する手続です。 ※介護サービスを利用して支払った一ヶ月の合計負担額（同一世帯に複数の利用者がいる場合は世帯全体の負担額が上限を超えた額）について、収入に応じて設定された上限額を超えた分が高額介護サービス費等として支給（払い戻し）される制度です。対象となる場合は市から通知を行っています。 <手続方法> 来庁又は申請書を郵送での手続となります。	相続人代表者の通帳 ※亡くなられた方との関係のわかる戸籍の写しが必要になる場合があります。事前にお問合せください。	介護保険課 管理給付係 総合庁舎2階 14番窓口 0166-25-6485
	寿バスカードの返却 三療助成券の返却	亡くなった方の寿バスカード又は三療助成券（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう助成券）を返却していただく手続です。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。	寿バスカード 三療助成券	長寿社会課 高齢者支援係 総合庁舎2階 14番窓口 0166-25-6457 ※市民課3番窓口でも返却可能です。

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
国民健康保険	国民健康保険高額療養費の支給申請	<p>亡くなった方が国民健康保険の被保険者で医療給付（高額療養費等）が発生した場合に給付申請をする手続です。</p> <p>※国民健康保険にご加入されていた被保険者の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。</p> <p><手続方法> 来庁による手続となります。来庁が難しい場合は担当課にご相談ください。</p>	<p>医療を受けた方の領収書 世帯主（亡くなられた方が世帯主の場合は相続人）の通帳 ※相続人の場合には被相続人ととの関係がわかる戸籍（写し可） ただし、同一世帯の場合は不要</p>	国民健康保険課 国保給付係 総合庁舎1階 1番窓口 0166-25-6247
	国民健康保険葬祭費請求	<p>亡くなった方が国民健康保険に加入していた場合に、葬祭費を請求するための手続です。</p> <p>※国民健康保険に加入されていた方が亡くなれたとき、葬祭を行った方に、申請により葬祭費として3万円が支給されます。（ただし、他保険に入っていた方が国民健康保険に加入してから3カ月未満で亡くなれた時は、葬祭費が以前の他の保険から支給される場合があります。その際は、国民健康保険からは葬祭費が支給されません。）</p> <p><手続方法> 来庁による手続となります。来庁が難しい場合は担当課にご相談ください。</p>	<p>窓口に来られる方の本人確認書類 葬祭を行った方のお名前が確認できるもの（原本） 会葬礼状、葬祭費用の領収書、新聞のお悔やみ欄等 葬祭を行った方名義の振込先口座の通帳 代理人が来庁する場合は、委任状（要押印）</p>	国民健康保険課 国保給付係 総合庁舎1階 1番窓口 0166-25-6247 各支所窓口
	世帯主変更による国民健康保険被保険者証の差替（☆）	<p>亡くなった世帯主と同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合、新しい被保険者証を交付する手続です。</p> <p><手続方法> 来庁による手続となります。</p>	変更前の国民健康保険被保険者証	国民健康保険課 国保険料係 総合庁舎1階 1番窓口 0166-25-6247
	国民健康保険被保険者証等の返却（☆）	<p>亡くなった方が国民健康保険の被保険者だった場合に、被保険者証や限度額適用認定証等の返却をしていただく手続です。</p> <p><手続方法> ご遺族で破棄してかまいません。</p>	国民健康保険被保険者証等	国民健康保険課 国保給付係 国保険料係
	国民健康保険相続人代表届	<p>亡くなった方が国民健康保険に加入されていた場合に、国民健康保険に関する書類を受領する相続人代表者を指定する手続です。該当があれば、届出書が郵送されます。</p> <p><手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。</p>	相続人と被相続人の関係がわかる戸籍の写し ※同一世帯の場合は不要。	総合庁舎1階 1番窓口 0166-25-6247
	国民健康保険料の精算	<p>亡くなった方が国民健康保険料を納められていた場合に、保険料の精算について確認させていただきます。</p> <p><手続方法> 相続人代表届が提出されていれば、電話で対応可能です。</p>	納入通知書	国民健康保険課 国保険料係 総合庁舎1階 1番窓口 0166-25-6247

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
国民健康保険	国民健康保険の加入に関する手続	<p>亡くなった方が会社の健康保険の被保険者だった場合に、被扶養者であった方が、国民健康保険に加入するために必要な手続です。</p> <p><手続方法> 来庁又は届出書郵送による手続となります。（届出書郵送の場合は国民健康保険課宛に郵送してください。）</p>	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」	<p><届出窓口> 市民課 窓口担当 総合庁舎1階 3番窓口 0166-25-6204</p> <p>各支所窓口</p> <p><問合せ先> 国民健康保険課 国保保険料係 総合庁舎1階 1番窓口 0166-25-6247</p>
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険被保険者証等の返却（☆）	<p>亡くなった方が後期高齢者医療保険の被保険者だった場合に、保険証等を返却していただく手続です。</p> <p><手続方法> 来庁による手続となります。有効期限が切れた保険証は破棄していただくことも可能です。</p>	後期高齢者医療被保険者証等	
	高額療養費の支給の申請（☆）	<p>亡くなった方が後期高齢者医療保険の被保険者で医療給付（高額療養費等）が発生した場合に給付申請をする手続です。</p> <p>※後期高齢者医療保険にご加入されていた被保険者の医療費が高額になったときは、自己負担限度額を超えた分が払い戻されます。</p> <p><手続方法> 来庁による手続となります。来庁が難しい場合は担当課にご相談ください。</p>	<p>相続人の代表者の印鑑</p> <p>振込先口座の通帳（相続人の代表者名義）</p> <p>(補足) 代理人の口座に振り込む場合は、委任状（窓口にあります。）と代理人の印鑑及び振込先口座の通帳が必要です。</p>	<p>国民健康保険課 後期高齢者医療係 総合庁舎2階 11番窓口 0166-25-8536</p>
	後期高齢者医療葬祭費の請求（☆）	<p>亡くなった方が後期高齢者医療保険に加入していた場合に、葬祭費を請求するための手続です。</p> <p>葬祭を行っていない場合は担当課にご確認ください。</p> <p><手続方法> 来庁による手続となります。来庁が難しい場合は担当課にご相談ください。</p>	<p>葬祭を行った方のお名前が確認できるもの（原本） 会葬礼状、葬祭費用の領収書、新聞のお悔やみ欄等</p> <p>葬祭を行った方名義の振込先口座の通帳</p> <p>(補足) 代理人の口座に振り込む場合は、委任状（窓口にあります。），葬祭を行った方の印鑑、並びに代理人の印鑑（スタンプ印不可），及び代理人名義の振込先口座の通帳</p>	

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
後期高齢者医療保険	後期高齢者医療保険料の精算（☆）	亡くなった方が後期高齢医療保険に加入されていた場合、既に支払った保険料が支払うべき保険料より多い場合は、相続人の代表者に還付されます。一方、支払った保険料が支払うべき保険料より少ない場合は、相続人が支払うこととなります。 ※後日担当課から通知を郵送します。		国民健康保険課 後期高齢者医療係 総合庁舎2階 11番窓口 0166-25-8536
	重度心身障害者医療費助成受給者証の返却（☆）	亡くなった方の重度心身障害者医療費助成受給者証を返却していただく手続です。 <手続方法> 来庁による手続となります。有効期限が切れた受給者証は破棄していただくことも可能です。	重度心身障害者医療費助成受給者証	
固定資産	固定資産現所有者申告書	亡くなった方が土地・家屋を所有していた場合に、現在の所有者（相続人等）を申告する手続です。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。	現所有者（相続人等）の代表となる方の印鑑 【亡くなられた方と現所有者（相続人等）の代表となる方が別世帯である場合】相続関係がわかる戸籍謄本等がお手元にあれば、ご持参又はコピーを送付ください。	資産税課 総合庁舎3階西側 税4番窓口 0166-25-5891
	土地・家屋 共有代表者変更届	亡くなった方が土地・家屋を共有で所有し、その代表となっていた場合に、代表者を変更する手続です。 ※亡くなった方を含め、二人以上の共有名義の場合はご存命の方が代表者となります。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。	新たに共有代表者となる方の印鑑	
市税	市税等の相続人代表者の指定届出	亡くなった方に「市道民税が課税」されていた場合や固定資産税や軽自動車税などが課税されていた場合に、賦課徴収及び還付に関する書類を受け取る代表者を指定する手続です。 固定資産税については「固定資産」をご覧ください。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。郵送手続を希望される場合は事前に担当課にご相談ください。	担当課にご確認ください。	(市道民税課税の方) 市民税課 総合庁舎3階西側 税3番窓口 0166-25-5786 (軽自動車税課税の方) 税制課 総合庁舎3階西側 税2番窓口 0166-25-5604

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
軽自動車	原動機付自転車等の名義変更等の手続	<p>亡くなった方が原動機付自動車（総排気量125cc以下）や小型特殊自動車の所有者又は使用者であった場合に、名義変更や廃車等を行う手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁による手続となります。来庁が難しい場合は事前に担当課にご相談ください。</p>	担当課にご確認ください。	税制課 総合庁舎3階西側 税2番窓口 0166-25-5604
	軽自動車等の名義変更等の手続	<p>亡くなった方が軽自動車や2輪の小型自動車（総排気量250cc超のバイク）の所有者又は使用者であった場合に、名義変更や廃車等を行う手続です。</p> <p>※詳しくは右記手続先にご確認ください。</p>	右記の手続先にご確認ください。	(軽2輪) 旭川運輸支局 旭川市春光町10番地1 050-5540-2003 (着信後037) (軽3輪・4輪) 全国軽自動車協会連合会旭川事務所 旭川市春光6条5丁目 0166-53-7300 (2輪小型自動車) 旭川地方自家用自動車協会 旭川市春光町10番地 0166-51-1221
納税	市税の精算	<p>亡くなった方の市税の納付状況を確認し、未納がある場合は納税方法などをご相談いただく手續です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁又は電話での手続となります。</p>		納税推進課 総合庁舎3階西側 税1番窓口 0166-25-5980
	市税と国民健康保険料の口座振替	<p>亡くなった方が、市税や国民健康保険料を口座振替されていた場合に、振替を廃止又は口座を変更する手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>郵送やHPからでも手続できます。詳細については事前に担当課にご相談ください。</p>	担当課にご確認ください。	納税管理課収納管理係 総合庁舎3階西側 税1番窓口 0166-25-5917

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
障がい福祉	身体障害者手帳の返却（☆）	亡くなった方が身体障害者手帳を所有していた場合に、手帳を返却していただく手続です。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。	身体障害者手帳	
	療育手帳の返却	亡くなった方が療育手帳を所有していた場合に、手帳を返却していただく手続です。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。	療育手帳	
	精神障害者保健福祉手帳の返却	亡くなった方が精神障害者保健福祉手帳を所有していた場合に、手帳を返却していただく手続です。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。	精神障害者保健福祉手帳	障害福祉課 障害福祉係 総合庁舎1階
	自立支援医療受給者証（更生医療）の返却（☆）	亡くなった方が自立支援医療受給者証（更生医療）を交付されていた場合に、受給者証を返却していただく手続です。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。	自立支援医療（更生医療）受給者証	8番窓口 0166-25-9855 ※市民課3番窓口でも返却可能です。
	自立支援医療受給者証（精神通院医療）の返却（☆）	亡くなった方が自立支援医療受給者証（精神通院医療）を交付されていた場合に、受給者証を返却していただく手続です。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。	自立支援医療（精神通院医療）受給者証	
	福祉タクシー乗車券・自動車燃料給付券（共通券）の返却	亡くなった方が福祉タクシー乗車券・自動車燃料給付券を交付されていた場合に、未使用の券を返却していただく手続です。 <手続方法> 来庁又は郵送による手続となります。	未使用の券	
	障害福祉サービス（障害者総合支援法）に関する手続	亡くなった方が障害福祉サービスを受けていた場合、受給者証を返却していただく手続です。 <手続方法> 郵送による手続となります。	障害福祉サービス受給者証	障害福祉課 障害サービス係 総合庁舎1階
	日中一時支援に関する手続	亡くなった方が日中一時支援を受けていた場合、「管理表」を返却していただく手続です。 <手続方法> ご遺族で破棄してください。	管理表	8番窓口 0166-25-9854 ※福祉サービス受給証は市民課3番窓口
	移動支援に関する手続	亡くなった方が移動支援を受けていた場合、「管理表」を返却していただく手続です。 <手続方法> ご遺族で破棄してください。	管理表	でも返却可能です。

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
障がい福祉	障害児福祉手当に関する手続	<p>亡くなった方が障害児福祉手当を受給していた場合の資格喪失手続、支払われていなかった手当を請求する手続等です。</p> <p>※日常生活において常時介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の方に支給されます。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁による手続となります。来庁が困難な場合は担当課にご相談ください。</p>	担当課にご確認ください。	
	特別児童扶養手当に関する手続	<p>亡くなった方が特別児童扶養手当受給者（養育者）又は対象児童だった場合の資格喪失、額改定、認定請求、未支給請求の手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁による手続となります。来庁が困難な場合は担当課にご相談ください。</p>	担当課にご確認ください。	障害福祉課 障害福祉係 総合庁舎1階 8番窓口 0166-25-9855
	特別障害者手当に関する手続	<p>亡くなった方が特別障害者手当を受給していた場合の資格喪失手続、支払われていなかった手当を請求する手続等です。</p> <p>※日常生活において常時特別の介護を必要とする重度の心身障がいがある在宅の20歳以上の方に支給されます。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁による手続となります。来庁が困難な場合は担当課にご相談ください。</p>	担当課にご確認ください。	
	心身障害者扶養共済制度の年金給付請求手続	<p>亡くなった方が心身障害者扶養共済制度を受けられていた場合に、年金給付を請求する手続です。（その他弔慰金が支払われる場合があります）</p> <p>※障がいのある方を扶養する保護者等が加入者となり、毎月一定の掛け金を納め、加入者が死亡又は重度障がいとなった場合に、障がいのある方に年金を支給する任意加入の制度です。</p> <p>※詳しくは右記手続先にご確認ください。</p>	右記にご確認ください。	上川総合振興局 社会福祉課 0166-46-5221
	精神障害者医療費助成に関する手続	<p>亡くなった方が精神障害者医療費助成（入院）受給資格の認定を受けていた場合の資格喪失、未支給請求の手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁による手続となります。</p>	担当課にご確認ください。	健康推進課 総合庁舎4階 0166-25-6364
特定疾患	特定疾患医療受給者証の返却	亡くなった方が特定疾患、指定難病医療費、ウイルス性肝炎進行防止対策医療費の支給認定を受けていた場合に、医療受給者証を返却していただく手続です。		
	特定医療費（指定難病）受給者証の返却	<手續方法> ※医療費の精算後に返却してください。	各医療費受給者証	
在宅難病	ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証の返却	<手續方法> 来庁又は郵送による手続となります。		健康推進課 総合庁舎4階 0166-25-6315
	在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成の資格喪失届・助成金請求	<p>亡くなった方が在宅難病患者等酸素濃縮器使用助成を受けていた場合に、資格喪失を届け出る手続です。</p> <p>また、亡くなるまでの期間の助成金請求も併せて行うことができます。</p>	世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、担当課にご確認ください。	

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
子ども	児童手当に関する手続	<p>亡くなった方が児童手当の受給者（養育者）又は対象児童だった場合の認定請求・額改定・消滅届・未支払請求の手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁又はオンライン申請（要：マイナンバーカード）による手続となります。郵送による手続を希望する場合は担当課にご連絡ください。</p>	世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、担当課にご確認ください。	
	児童扶養手当に関する手続	<p>亡くなった方が児童扶養手当の受給者（養育者）又は対象児童だった場合の認定請求・額改定・喪失・死亡届・未支払請求の手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁による手続となります。事前に担当課にご連絡ください。</p>	世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、担当課にご確認ください。	
	子ども（ひとり親家庭等）医療費助成に関する手続 医療費受給者証の返却（☆）	<p>亡くなった方が子ども（ひとり親家庭等）医療費助成の対象児童やその保護者だった場合の申請・変更・喪失の手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁による手続となります。事前に担当課にご連絡ください。</p>	各医療費受給者証 ※世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、担当課にご確認ください。	
	小児慢性特定疾病医療受給者証の返却 未熟児養育医療券の返却	<p>亡くなった方が小児慢性特定疾患の医療費助成又は未熟児養育医療給付を受けていた対象児童だった場合に、医療受給者証を返却していただく手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁又は郵送による手続となります。</p>	小児慢性特定疾病医療受給者証 養育医療券 ※保護者が亡くなった場合の手続は担当課にご確認ください。	子育て助成課 総合庁舎3階東側 子1番窓口 0166-25-6446 確認したい手続についてお話ください。
	自立支援医療（育成医療）受給者証の返却	<p>亡くなった方が自立支援医療（育成医療）受給者証を交付されていた18歳未満の児童だった場合に、受給者証を返却していただく手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁又は郵送による手続となります。</p>	自立支援医療（育成医療）受給者証 ※保護者が亡くなった場合の手続は担当課にご確認ください。	
	災害遺児手当	<p>児童の父母又はそのいずれかが交通災害、労働災害又は不慮の災害により亡くなった場合、就学支援金を申請する手続です。</p> <p>※義務教育終了前の遺児及び学校教育法による高等学校等に在学している遺児（ただし20歳以上の者は除く）を扶養している人が対象です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁による手続となります。</p>	印鑑（交通災害の場合のみ必要。 ゴム印不可） 戸籍謄本（遺児及び扶養者が記載されていたもの） 住民票（遺児の世帯全員のもの） 災害であることを明らかにしている警察署、労働基準監督署等の発行する証明書等 請求者名義の預金通帳 遺児が高等学校等に在学の場合は、在学証明書	
	保育園・幼稚園等の退園に関する手続	幼稚園、保育園、認可外保育施設に通園していた児童が亡くなった際の、退園に関する手続です。	通われた園等にご確認ください。	各幼稚園、保育園

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
子ども	就学援助に関する手続	<p>小学生及び中学生のお子さまの就学に当たり、収入が一定の基準以下などで経済的にお困りの御家庭に、学用品費や給食費などの援助をする制度の手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>申請書を学校又は右記担当課へ提出することにより行います。（申請書は学校にもあります。）</p>	世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、事前に右記担当課にお問合せください。	学務課 就学助成担当 総合庁舎4階 0166-25-9117
	家庭児童相談担当窓口のご案内	<p>養育者が亡くなった場合に、今後の児童の養育に関して相談できる窓口です。</p> <p>※内容によっては、児童相談所に案内させていただく場合がございます。</p>		子ども総合相談センター 10条通11丁目 0166-26-5500
	保育園・幼稚園等の利用に関する手続	<p>亡くなった方が保育園・幼稚園・認可外保育施設等に通園する児童の保護者だった場合に、教育・保育給付認定保護者の変更等を行う手続です。</p>	世帯の状況によって必要な書類が異なりますので、担当課にご確認ください。	こども育成課 総合庁舎3階東側 子2番窓口 0166-25-9845
シス 緊急 テ通 報	緊急通報システム（ホットライン119）に関する手続	<p>亡くなった方が緊急通報システム（ホットライン119）を利用されていた場合に、利用中止（通報機器の撤去・返却）や名義変更をするための手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>担当課にご連絡いただき、詳細な手続についてご確認ください。</p>	担当課にご確認ください。	市民安心課 ホットライン担当 旭川市総合防災センター3階 0166-74-3523
市 営 住 宅	市営住宅に関する手続	<p>亡くなった方が市営住宅に入居されていた場合の手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>世帯の状況等により必要な手続が異なりますので、担当課にご連絡ください。</p>	担当課にご確認ください。	市営住宅課 総合庁舎5階 0166-25-8510
水道	上下水道に関する手続	<p>亡くなった方が上下水道を契約されていた場合に、契約者の名義変更や使用中止をするための手続です。</p> <p>※地下水を使用し下水道に流している場合で使用人数が変更になる場合も手續が必要です。</p> <p><手続方法></p> <p>電話連絡による手続となります。</p>		水道局お客様センター 0166-24-3163
淨化槽	浄化槽に関する手続	<p>亡くなった方が浄化槽の管理者だった場合に、管理者の名義変更や使用休止（廃止）をするための手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁又は申請書郵送による手続となります。</p>	担当課にご確認ください。	廃棄物処理課 総合庁舎5階 0166-25-6356
墓地	市営墓地の承継申請手続	<p>亡くなった方が市営墓地の使用者だった場合に、使用権の承継を申請する手続です。</p> <p><手続方法></p> <p>来庁又は申請書郵送による手続となります。</p>	使用者と申請者の関係を証明する戸籍謄本等 墓地使用許可証	市民生活課 総合庁舎6階 0166-25-5150

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続先
ペット	犬の所有者変更の届出	<p>亡くなった方が犬を飼っていた場合に、新たな所有者（犬を飼われる方）へ登録変更をする手続です。</p> <p>※市内の所有者の変更であればお電話での手続が可能です。</p> <p>※新たな所有者が市外の方はお住まいの市町村役場でご確認ください。</p>		
	ペットの引取り	<p>亡くなった方がペットを飼っており、同居の家族がいないなど、新たな所有者（ペットを飼われる方）が見つからない場合の引取手続です。</p> <p><手続方法> 具体的な引取日時等は担当課にご相談ください。</p>	運転免許証等の身分確認書	動物愛護センター あにまる 0166-25-5271
農地	農地の所有者となつた旨の届出	<p>亡くなった方から農地を相続した場合の届出等を行っていただく手続です。</p> <p><手続方法> 来庁又は届出書郵送による手続となります。</p>	担当課にご確認ください。	農業委員会事務局 水道局庁舎5階 0166-25-6729
森林	森林の土地の所有者となつた旨の届出	<p>亡くなった方から森林の土地を相続した場合の届出等を行っていただく手続です。</p> <p><手続方法> 来庁又は届出書郵送による手続となります。</p>	担当課にご確認ください。	農林整備課 水道局庁舎5階 0166-25-7729
カード	印鑑登録証の返却（☆）	<p>亡くなった方の印鑑登録証を返却していただく手続です。</p> <p><手続方法> ご遺族で破棄してください。</p>	印鑑登録証	市民課
	住民基本台帳カードの返却（☆）	<p>亡くなった方が住民基本台帳カードをお持ちの場合に、カードを返却していただく手続です。</p> <p><手続方法> 来庁による手続となります。</p>	住民基本台帳カード	総合庁舎1階 3番窓口 0166-25-6204
	マイナンバーカード マイナンバー通知カード	相続等のお手続にマイナンバーの記載が必要になる場合がありますので、そのままお手元にお持ちください。		
生活保護	保護変更の申請	<p>亡くなった方が生活保護を受給していた場合に、保護の廃止もしくは変更の申請をする手続です。</p> <p>※該当世帯の状況により、保護要件に該当しなくなる場合は「廃止」の申請となります。</p> <p><手続方法> 担当課にご連絡いただき、詳細な手続についてご確認ください。</p>	担当課にご確認ください。	保護課 総合庁舎5階 各係直通電話にご連絡いただきか、 代表電話（0166-26-1111）にご連絡いただき、担当係をお申し出ください。
	生活相談支援に関するご案内	<p>今後の生活において、経済的な面でお困りの方に対する相談窓口をご案内します。</p> <p><手続方法> 担当課にご連絡いただき、詳細な手続についてご確認ください。</p>	担当課にご確認ください。	生活支援課 総合庁舎5階 0166-25-9108

各手続一覧

区分	手続名	手続概要	持ち物	主な手続き先
社会保険	勤務先の健康保険への葬祭費・埋葬料請求や保険証の返却等	亡くなった方が健康保険組合等に加入されていた場合、葬祭費や埋葬料の請求や保険証等の返却をしていただく手続です。	右記にご確認ください。	勤務先又は勤務先の健康保険組合
相続関係	不動産登記の申請	不動産の登記名義人（所有者）が亡くなった場合、相続人等への所有権移転の登記（相続登記）が必要になります。 ※令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。	右記に電話の上、ご確認ください。	旭川地方法務局 登記部門 0166-38-1161
	法定相続情報証明制度	法定相続人を確認し、証明する制度です。 各種手続（相続登記、預貯金の払渡し、相続税申告、年金手続等）で利用できる証明書（法定相続情報一覧図の写し）が無料で発行されます。	右記に電話の上、ご確認ください。	
市役所以外の手続き	生命保険	死亡保険金、入院給付金等の請求	各保険会社に必要書類を確認して、手続きを行ってください。	各生命保険会社又は代理店
	預貯金口座に関する手続き	亡くなった方がお持ちだった口座の凍結解除に関する手続きです。	各金融機関に必要書類を確認して、手続きを行ってください。	各金融機関
	株式等に関する手続き	亡くなった方がお持ちだった株式等の名義変更に関する手続きです。	各証券会社に必要書類を確認して、手続きを行ってください。	各証券会社
	クレジットカードに関する手続き	亡くなった方がお持ちだったクレジットカードの解約に関するお手続きです。	各契約会社に必要書類を確認して、手続きを行ってください。	各契約会社
	固定電話・携帯電話・インターネットに関する手続き	亡くなった方が契約していた電話やインターネットの解約、名義変更に関する手続きです。	各契約会社に必要書類を確認して、手続きを行ってください。	各契約会社
	NHK受信料に関する手続き	亡くなった方が契約していたNHK受信料の解約、名義変更に関するお手続きです。	NHKに連絡し、必要書類を確認して、手続きを行ってください。	NHK旭川放送局 0166-24-7000
	電気・ガス料金等に関する手続き	亡くなった方が契約していた電気、ガス等の解約、名義変更の手続きです。	各契約会社に必要書類を確認して、手続きを行ってください。	各契約会社
運転免許証の返納に関する手続き				旭川中央警察署 0166-25-0110
				旭川東警察署 0166-34-0110
				旭川運転免許試験場 0166-51-2489

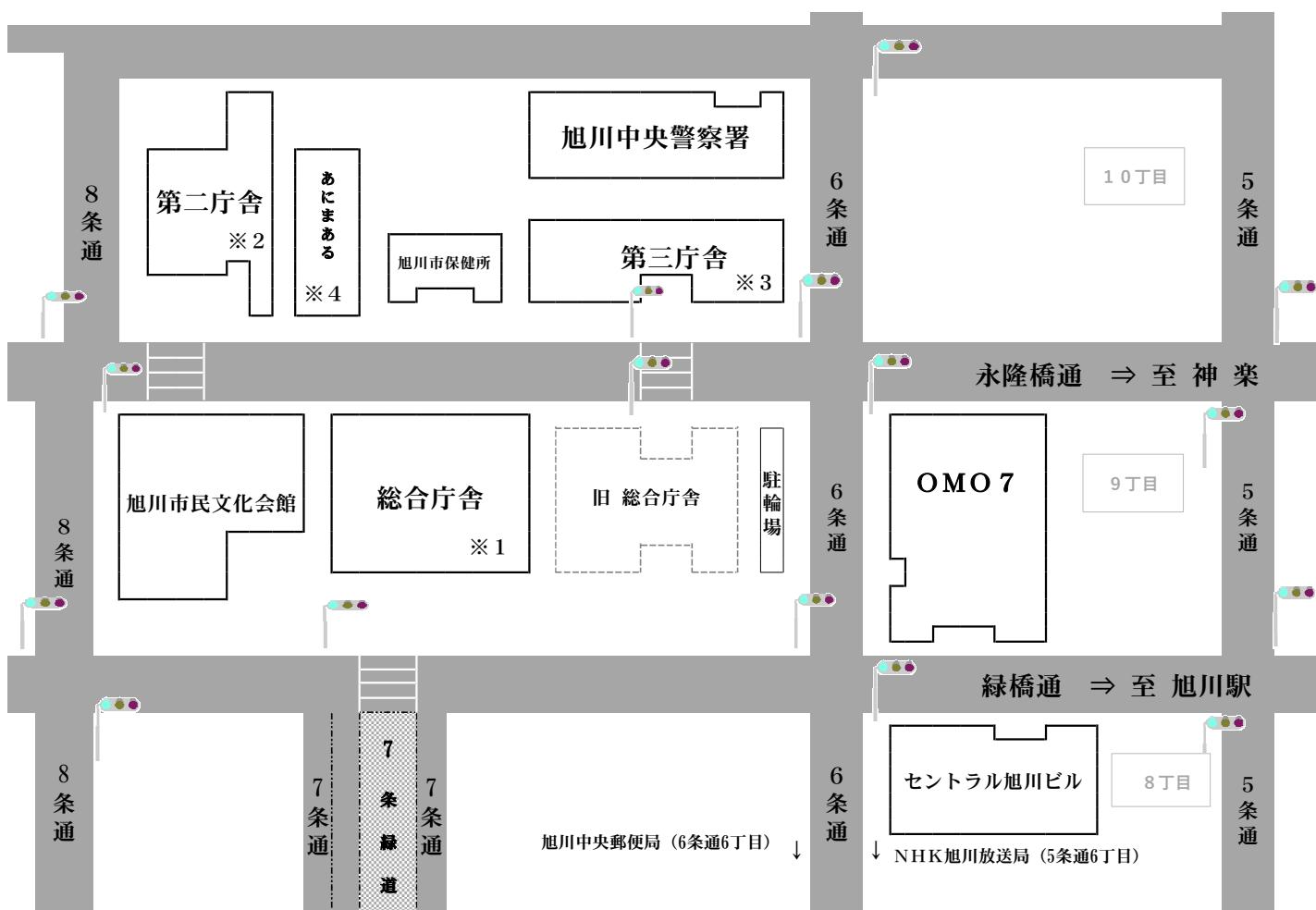
施設所在地及び問合せ先

名称	所在地	電話番号（代表）
総合庁舎 ※1	旭川市7条通9丁目	0166-26-1111
第二庁舎 ※2	旭川市7条通10丁目	
第三庁舎 ※3	旭川市6条通10丁目	
水道局庁舎	旭川市上常盤町1丁目	0166-24-3163
動物愛護センターあにまる ※4	旭川市7条通10丁目	0166-25-5271
旭川市総合防災センター	旭川市東光27条8丁目	0166-33-0119
旭川年金事務所（お客様相談室）	旭川市宮下通2丁目	0166-25-5606
旭川地方法務局（登記部門）	旭川市宮前1条3丁目	0166-38-1161

＜おくやみガイドブックについての問合せ先＞

旭川市役所市民課 0166-25-6204

旭川市役所周辺地図（上記※印の施設配置図）



住民票、戸籍謄本等の請求について

亡くなった方の住民票（除票）の請求

＜請求できる方＞

□ 亡くなった方の法定相続人の方

□ 年金の死亡届者、未支給年金の受取請求者

※ 亡くなった方に関わる戸籍や亡くなった方と請求できる方の関係がわかる戸籍を既にお持ちの方はご持参ください。

※ 住所地以外で死亡届をされた場合は、亡くなった記載がされるまで数日かかります。

戸籍謄本等の請求

＜請求できる方＞

□ 戸籍に記載されている本人、その配偶者又は直系者

□ 亡くなった方の法定相続人の方

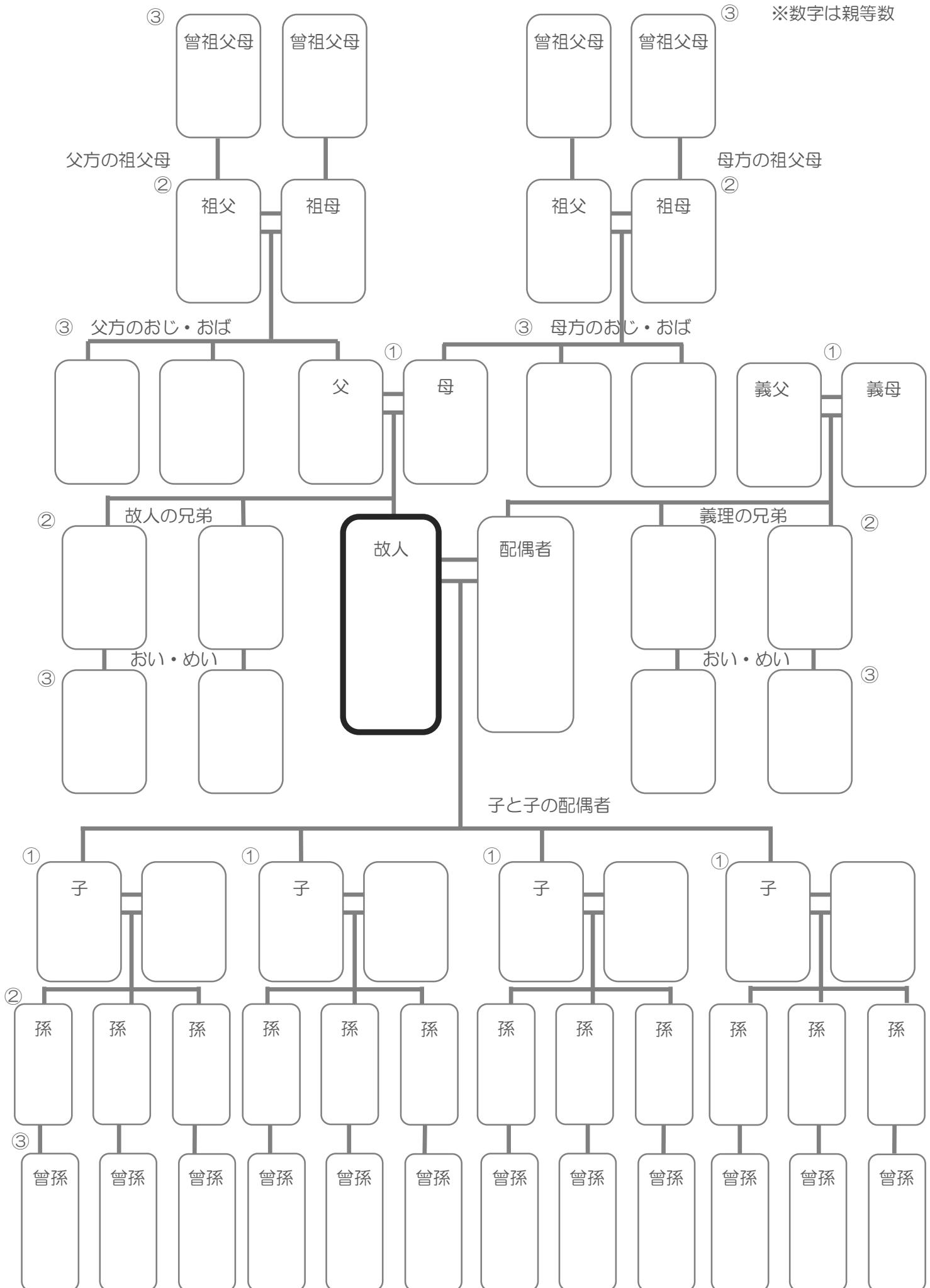
□ 年金の死亡届者、未支給年金の受取請求者

※ 死亡届による戸籍の記載は、通常1週間程度かかります。事前に本籍地に電話等で確認してから請求してください。

※ 本籍地以外で死亡届をされた場合は、亡くなった記載がされるまで2週間程度かかります。

証明書の請求の際に、提出先によって利用目的や疎明資料が必要になる場合がありますので、事前に担当までご確認ください。

ご遺族メモ 3親等内の親族図



委任状

【旭川市専用】

令和 年 月 日

住民異動	□住民登録（転入・転出・転居・世帯変更等）に関する届出の変更を委任します。		
証明書請求	□住民票の写し等 □戸籍に関する証明 □身分証明書 の申請及び受領を委任します。		
	□住民票コード通知票の再発行 の申請を委任します。		
	□個人番号記載（マイナンバー入り）住民票写し の申請を委任します。		
その他	□		

代理人 〔窓口に 来る方〕	住 所		※委任事項について特に必要があるときは、ご記入ください。 (例：住民票 2通)
	氏 名		

私は上記のとおり委任いたします。

委任者 〔頼む方〕	住 所		印
	氏 名		

《注意》

- この委任状は、委任者本人が代理人欄も含めて自署し、押印してください。（スタンプ印不可）
 - 委任状の内容に訂正がある場合は、委任者が訂正印を押してください。
 - 外国人住民の方の氏名欄は、住民票に記載されているアルファベット氏名若しくは漢字氏名又は通称を記入してください。
 - 住民票コード通知票の再発行及び個人番号記載（マイナンバー入り）住民票は本人宛に郵送となります。
 - 窓口に来られる方の本人確認書類の提示が必要です。
- 1点の提示で良いもの ~ 領写真付きの官公署発行のもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
2点の提示が必要なもの ~ 健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証 など

※ 委任状を偽造したり、不正に使用すると法律により罰せられます。

記載例

委任状

委任した日付

【旭川市専用】

令和 4年 2月 1日

住民異動	□住民登録（転入・転出・転居・世帯変更等）に関する届出の変更を委任します。		
証明書請求	☑住民票の写し等 ☑戸籍に関する証明 □身分証明書 の申請及び受領を委任します。		
	□住民票コード通知票の再発行 の申請を委任します。		
	□個人番号記載（マイナンバー入り）住民票写し の申請を委任します。		
その他	□		

代理人 〔窓口に 来る方〕	住 所	旭川市6条通9丁目46番地	※委任事項について特に必要があるときは、ご記入ください。 (例：住民票 2通)
	氏 名	旭川 太郎	

私は上記のとおり委任いたします。

委任者 〔頼む方〕	住 所	旭川市7条通10丁目	必ず押印してください。（スタンプ印は不可） 外国人の方で印鑑がない場合はサインで かまいません。
	氏 名	北海 花子	

《注意》

- この委任状は、委任者本人が代理人欄も含めて自署し、押印してください。（スタンプ印不可）
 - 委任状の内容に訂正がある場合は、委任者が訂正印を押してください。
 - 外国人住民の方の氏名欄は、住民票に記載されているアルファベット氏名若しくは漢字氏名又は通称を記入してください。
 - 住民票コード通知票の再発行及び個人番号記載（マイナンバー入り）住民票は本人宛に郵送となります。
 - 窓口に来られる方の本人確認書類の提示が必要です。
- 1点の提示で良いもの ~ 領写真付きの官公署発行のもの（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
2点の提示が必要なもの ~ 健康保険証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書、社員証、学生証 など

※ 委任状を偽造したり、不正に使用すると法律により罰せられます。